



各 位

会 社 名 第一建設工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 内田 海基夫
(コード:1799 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役 常務執行役員
経営本部長 本田 孝
電 話 番 号 025-241-8111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更」を2025年6月25日開催予定の第83期定時株主総会に付議することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

当社は、コーポレートガバナンスの強化と充実を図るとともに、経営の効率性を高め、迅速な意思決定を可能にするため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、その他所要の規定の新設及び削除等を行うものであります。

また、機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第36条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第41条(中間配当)を削除し、現行定款第40条(剰余金の配当)について所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 定款変更の日程

定款変更に関する株主総会開催日	2025年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2025年6月25日(予定)

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において選任し、この選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>17</u>名以内とする。</p> <p>2 <u>前項のうち、当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任し、この選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各 1 名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 < 条文省略 ></p> <p>第 24 条 < 条文省略 ></p> <p>2 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条、第 27 条 < 条文省略 ></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 < 条文省略 ></p>	<p style="text-align: center;">3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>、取締役会長及び取締役社長各 1 名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 < 現行どおり ></p> <p>第 24 条 < 現行どおり ></p> <p>2 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">3 <u>前 2 項の規定にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条、第 27 条 < 現行どおり ></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 < 現行どおり ></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第31条 当社の監査役は、株主総会において選任し、この選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第30条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p><u>第 35 条</u> <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p><u>第 36 条</u> <u>監査役会</u>に関する事項については、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p><u>第 37 条</u> <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p><u>第 38 条</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>2 <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p><u>第 33 条</u> <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p><u>第 34 条</u> <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p><削除></p> <p><削除></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p><u>第 39 条</u> <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p><u>第 35 条</u> <現行どおり></p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p><u>第 36 条</u> <u>当社は、剰余金の配当等の会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議をもってこれを定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第 40 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>第 42 条</u> <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">3 <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>第 38 条</u> <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 83 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上